

広報
のぼりべつ

のぼりべつ



私は商品の演出家

日ごとに暑さを覚え、パラソルなどでいろいろとられたにぎやかな商店街を散歩する。そんな中に、こぎれいな洋品店に目がひかれる。

美しく落ち着いた感じの店内、触れてみたくなるような夏の装いの数々。そこには、一つ一つ丁寧に陳列する若いインテリやデザイナーの努力がある。

店内に入り易く、また、親しみのもてるよう展示するなど、限られた空間を最大限に生かすテクニックが、ここに發揮されています。市内には、洋品店などの衣料品店が34軒。ここで働く従業員は133人です。商業デザインの通信教育を受けながら、職場で実践しているという彼女たちは、発展する登別に欠くことのできない大きな力となることでしょう。

若者像

7月号
1973 No. 165

公害防止条例など原案可決

昭和四十八年第三回定例市議会は、六月十二日から十五日までの四日間ひらかされました。十二日は、社会文教常任委員会に付記されていた登別市公害防止条例案の審査結果報告と、その他の報告十件、議案十件を上程されました。十三日は、五人の議員からの一般質問が行なわれ、十五日は、付託議案の委員会の審査結果報告と追加議案一件が提出され、質疑・討論の結果、全議案が原案通り可決されました。主な内容をお知らせいたします。

税法の改正によつて、みなさんが密接な直接の減税と、新たに設けられた「特別土地保有税」のあらましをご紹介しましょう。

市民税などが減税

税法の一部改正によつて、市民の減税措置がおこなわれました。

市民税については、すでに承認のとおり、其の控除などの諸控除額の引上げと税率の改正がおこなわれ、固定資産税（土地分）では、課税標準額の算出方法が変り昭和五十一年度以降は、評価額が課税標準額となるなど、免税点についでも土地は十五万円（四十七年度八万円）、家屋は八万円（現行五万円）償却資産が百万円（四十七年度三十万円）にそれぞれ引上げられました。

また、電気ガス税も、税率が七%から六%に引下げられ、免税点は、電気について、八百円から一千円に、ガスについては、千六百円から一千百円に引上げられました。

土地の買い占め抑制

「特別土地保有税」——新設

最近、土地に対する投機的取引が活発で、地価が著しく高騰の傾向にありわたくしたちがマイホームを建設したくとも、土地の確保が容易でない状態になつております。

この土地問題の解決が緊急な社会問題となっています。

これに対処するため、土地の買収や抑制と、土地供給の促進を行い古め抑制と、土地供給の促進を行なうことを目的に「特別土地保有税」が新設されました。

この税は、次の二つの税から成り立っています。

◎土地の所有に対する課税する部分

（以下「保有税」という）

（以下「取得税」という）

保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地について昭和四十九年度以降、毎年一月一日以後に取得した土地について昭和四十九年度以降、毎年一月一日

現在の所有者に課税されます。

この保有税の税率は、一日に所有する土地の取得価額の

式的な所有権の移転（相続、法人の合併など）にかかる土地などは課税の対象にはなりません。

納稅義務者は、保有税については、毎年一月一日現在、五千平方メートル以上の土地を有する者。

取得税にあっては、毎年一月一日または、七月一日の前一年に取得した土地の取得価額の合計額に對し、百分の三が課税になりますが、そのうちから固定資産税を控除した額を納入しています。

納付方法は

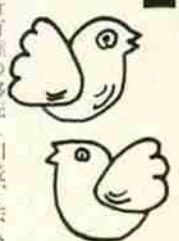
納稅義務者の申告納付の方法によることとされており、保有税は五月三十一日まで、取得税は一月一日の前一年以内に基準面積以下の土地を取得した者（その年の二月末日）

また、七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者はその年の八月三十一日までに申告納付をすることになります。

この新税の適用期日は、保有税については、昭和四十九年度から取得税については、昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。

以上が、土地税制とともに、税法改正のおもな点ですが、くわしくは、市部税務課までお問い合わせください。

くみとり料のアップ分を市が負担



業者から値上げの要請が出ていたし尿くみとり手数料は、各家庭の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになります。

し尿くみとり料金は、現在二十六円当たり四十円で、このうち市が十四円、業者が二十六円を手数料として受け取っていますが、人件費などの経費増を理由として業者から市に対し、手数料値上げの要請が出ています。

市では、料金そのものを値上げするのは各家庭への影響が大きいため、現行料金の四十円は変更せず、業者の受け取る手数料を三十六円当たり十円アップして三十六円に、市は十円減らして四円にすることになり、六月一日にさかのばって実施することになりました。

たし尿くみとり手数料は、各家の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになります。

し尿くみとり料金は、現在二十六円当たり四十円で、このうち市が十四円、業者が二十六円を手数料として受け取っていますが、人

件費などの経費増を理由として業者から市に対し、手数料値上げの要請が出ています。

市では、料金そのものを値上げするのは各家庭への影響が大きいため、現行料金の四十円は変更せず、業者の受け取る手数料を三十六円当たり十円アップして三十六円に、市は十円減らして四円にすることになり、六月一日にさかのばって実施することになりました。

たし尿くみとり手数料は、各家の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになります。

し尿くみとり料金は、現在二十六円当たり四十円で、このうち市が十四円、業者が二十六円を手数料として受け取っていますが、人

件費などの経費増を理由として業者から市に対し、手数料値上げの要請が出ています。

市では、料金そのものを値上げするのは各家庭への影響が大きいため、現行料金の四十円は変更せず、業者の受け取る手数料を三十六円当たり十円アップして三十六円に、市は十円減らして四円にすることになり、六月一日にさかのばって実施することになりました。

たし尿くみとり手数料は、各家の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになります。

し尿くみとり料金は、現在二十六円当たり四十円で、このうち市が十四円、業者が二十六円を手数料として受け取っていますが、人

件費などの経費増を理由として業者から市に対し、手数料値上げの要請が出ています。

市では、料金そのものを値上げするのは各家庭への影響が大きいため、現行料金の四十円は変更せず、業者の受け取る手数料を三十六円当たり十円アップして三十六円に、市は十円減らして四円にすることになり、六月一日にさかのばって実施することになりました。

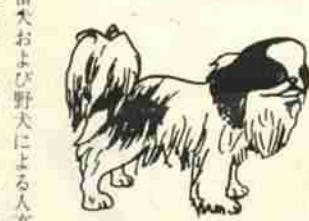
たし尿くみとり手数料は、各家の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになります。

し尿くみとり料金は、現在二十六円当たり四十円で、このうち市が十四円、業者が二十六円を手数料として受け取っていますが、人

件費などの経費増を理由として業者から市に対し、手数料値上げの要請が出ています。

市では、料金そのものを値上げするのは各家庭への影響が大きいため、現行料金の四十円は変更せず、業者の受け取る手数料を三十六円当たり十円アップして三十六円に、市は十円減らして四円にすることになり、六月一日にさかのばって実施することになりました。

たし尿くみとり手数料は、各家の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになります。





主な内容は、

①犬舎を清潔に保つよう義務づけた。

②畜犬がいる旨の表示を義務づけた。

③被害、加害の届け出を義務づけた。

④畜犬であっても、けい留されていない犬は、掃とうすることができる（掃とう期間中）。

⑤罰則規定が強化された。

の五点です。特に④は、いままで畜犬であることがあきらかな場合、掃とうの対象とならなかつたのを、放し飼いになつてゐる大はすべて掃とうの対象となり、殺処分することによつて、危害の防止を図ることになりました。

改善措置命令に違反した場合は一万円以下の罰金等の罰則が適用されます。

この条例は、八月一日から実施されますので畜犬飼育者は、充分にご注意ください。



給食会計への繰り出し、四七六千円。教材備品、西小ブール浄化装置、バッケネット、若草小ブール新設、遠距離通学費助成など小学校費に六、五二七千円。幌別第二中学校敷地購入、教材備品、バッケネット、遠距離通学费助成など中学校費に二〇、八七五千円、社会教育費に八五〇千円。

観光事業特別会計では、オロフレ莊の暖房機設置に二、三〇〇千円。

学校給食事業会計には、給食センター施設整備に一、三四五千円を追加補正しました。

学校給食事業会計には、

給食センター施設整備に一、三四五千円を追加補正しました。

一般質問

おもな歳出予算の補正是、

おもな歳出予算では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ七千八百二十万円六千円を追加、三十五億六千三百二十四万六千円としました。

公平委員 固定資産評価審査委員を選任

つぎの方を議会の同意を求め、定例市議会の十三日、市政について五名の議員から、一般質問がおこなわれました。

おもな内容をお知らせします。

質問のおもなものは、

・乳幼児の医療無料化の早期実施

・登別海城の水質汚染による財源対策

・建設資材の高騰による賛成多数により決議されました。

市長、議長が海外視察

ヨーロッパの温泉事業と観光事業の視察研修のため、高田市長は八月二八日から九月十五日までの十九日間、ヨーロッパ五カ国（ドイツ、スイス、フランス、イタリア、イギリス）を研修することになりました。

なお、市長の不在中は、助役田村仙一郎が職務を代理します。

また、議会議長、室久吉、議

会議員、志賀裕の両名も、カナダ、アメリカの自治体運営、都市

経営の実態を調査してくるため、八月十九日から九月四日までの十

七日間海外研修します。

また、議会議長、室久吉、議

会議員、志賀裕の両名も、カナダ、アメリカの自治体運営、都市

経営の実態を調査してくるため、八月十九日から九月四日までの十

七日間海外研修します。

○建設資材の高騰で二億一千二百四十二万円の追加財源が必要だが手持ち財源や、教育施設費の支払

い繰り延べなどで当初計画通り全工事を完全に実施したい。

○北海道費達は、二十八年から約六十五年の水銀を使い、その後毎年百から百四十年の水銀を補充している。未回収分もいくらかあると思うが、四十一年以降の、国道の調査では河川への排出は認められていない。人体への影響もないという結果です。

なお、今回小選挙区制に反対する決議が出され、賛成多数により決議されました。

おもな内容をお知らせします。

質問のおもなものは、

・乳幼児の医療無料化の早期実施

・登別海城の水質汚染による財源対策

・建設資材の高騰による賛成多数により決議されました。

おもな内容をお知らせします。

質問のおもなものは、

・乳幼児の医療無料化の早期実施

・登別海城の水質汚染による財源対策

これに対する市長の答弁の要旨はつぎのとおりです。

○室蘭市と連絡を取りながら医師会と話し合いを続け、早急に実現できるよう努力する。

公害のない緑と空氣と太陽のいっぽいある、理想都市実現のため登別市に公害防止条例が制定されました。

全道では十番目の制定です。

本条例には、前文をつけて、市民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本に、条例制定の目的を明確にしています。

この条例は、将来の登別市の街づくりを考え、実態に即した公害防止の施策を進めていくうえで、基本となるものです。条例は、七月一日に公布されま

したが、第一章總則、第二章市長の行なう公害防止施策等、第四章公害対策審議会の各章は、公布の日から施行されます。第三章公害防止に関する規制等、第五章雜則、第六章罰則の各章は、公布的六カ月以内に規制で定められた日から適用されます。

そこで、市ではこの条例を施行するうえでの、細かいとり決めを作るために、規制方法などを検討中です。

それは、六章五六カ条から成り立っている条例が、どのような内容か、そのおもな点をお知らせします。

公害とは

ひとくちに公害といつても、それがどのよくな状態を指すのかをはつきり決めておくことが大切で

第三条の定義の項で、次のように決めています。

事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭およびその他によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを「公害」と決めています。

公害問題はきわめて流動的であることから、「その他」の公害現象を入れて今後発生が予測される公害に対しても前向きに対処することとしております。

事業者と市の責任と義務

事業者と市が、それぞれの立場で公害防止に努めるよう、その責任を具体的にしています。

事業者の責任と義務

◎事業活動に伴って生ずる、公害防止に必要な措置を講じなければなりません。

◎市、その他の行政機関が行なう公害防止に関する施策に協力しなければなりません。

◎物の製造、加工などに際して、その製品が使用されたり、廃棄物として処理される場合、公害を発生させないように努めなければなりません。

◎市が都市計画に伴って公害が発生したときは、直ちに防止、防除に必要な措置を講じます。

◎市が都市計画に関連する事業を進めるとときは、都市計画の側から

また、ここでいう生活環境とは人の生活に密接に関係のある財産の他の自然環境も含めています。

動植物とその生育環境をいい、その他の中の自然環境も含めています。

だけでなく、公害防止の面についても必要な措置を講じます。

◎公害防止のため特に必要と認めるととき、工場または事業場など

の設置者と「公害防止協定」を結びます。公害防止協定は、法令等の規則を補ないよりよい生活環境

を保つため、法令等に定められた基準よりきびしい内容で、工場等と市が公害防止の協定を結ぶもの

です。

◎中小企業者に対し、公害防止施設の設置や改善に必要な資金のあつせん、または助成、技術的な助言を行ないます。

◎公害は、隣接の市町にも関係があるので、それらの市町と連絡をとり、広域的な公害防止をはかります。

◎公害は、隣接の市町にも関係があるので、それらの市町と連絡をとり、広域的な公害防止をはかります。

◎公害は、隣接の市町にも関係があるので、それらの市町と連絡をとり、広域的な公害防止をはかります。

◎公害は、隣接の市町にも関係があるので、それらの市町と連絡をとり、広域的な公害防止をはかります。

公害防止に関する規制

公害を防止するためには、公害現象に対するきびしい規制や基準が必要です。

条例では、公害防止の規制対象

を①特定施設②生活障害行為③土壤の汚染、地盤の沈下及び産業廃棄物等の処理の三つに分け、それについて規制を定めています。

特定施設に対する規制

公害で被害が生じたときは、その被害に対して事業者は、責任をとらなければなりません。

市民の健康を保護し、快適な生

活を営むための生活環境を保全す

ます。

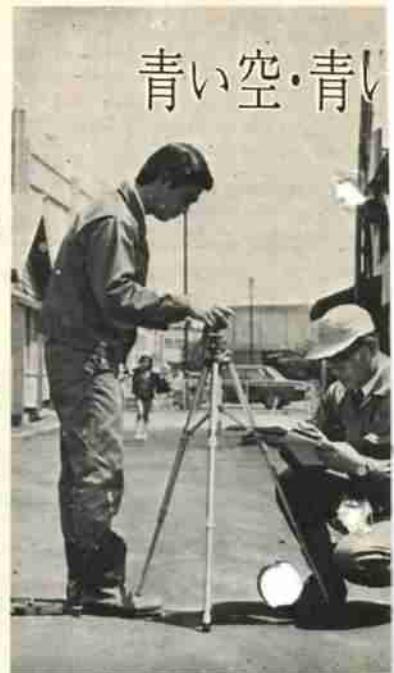
環境基準は、ここまでしきい

・有害ガス・污水・廃液・騒音・

振動・悪臭を排出し、または発生

する施設であつて規則で定めるも

青い空・青い



のをいいます。この施設をもつては、必ず市に届け出をしなければなりません。

施設の新設や届け出をした施設の内容を変更する場合は、その届け出を市が受理してから三十日を経過しないと、工事や使用ができません。市では、この間に届け出の内容を審査して、基準以内に防護措置がとられているときは、経過期間を短縮することができます。

しかし、基準をこえていたり基準をこえる恐れがあるときは、施設の構造や使用方法等の計画の変更または廃止を命ずることができます。また、すでに使用している施設についても基準をこえていたり、その恐れがあるときは、改善命令、使用停止または一時停止を命じることができます。

生活障害行為に対する規制

生活障害行為とは、人の健全かつ正常な日常生活及び生活環境に障害をあたえ、もしくは著しい不

運搬作業を行なう事業者等は気象状況及び付近の環境状況等を考

え、悪臭等の被害が出ないよう努めなければなりません。

◎産業廃棄物等の処理に対する規制

工場または事業場は、カドミウムやその他の健康を阻害する物質を含むものを排出または飛散させ、土壤を汚染させてはなりません。

◎地下水を採取する工場や事業場は、大量採取に伴なう地下水の低下や地盤の沈下を防止すると共に振動発生施設のある工場や事業場

市では、公害防止に関する検査のため、特定工場等に立ち入り特定施設やその他の物件を検査する

ことができます。

●事業活動に伴って生じた廃棄物

管々理に万全を期さなければなりません。

●工場及び事業場、または漁業者

(水産加工業者を含む)は、人の

健康や水産動植物に被害が生ずる

ような污水、有害物質を排水して

海洋を汚染させてはなりません。

●農薬を使用するときは、水質の

汚濁、土壤の汚染などの公害を發

生させないようにすると共に、保

管々理に万全を期さなければなりません。

●工場または事業場が自らの責任において、公害を発生させていると認められる特定施設等については、施設

の改善命令又は使用停止を命ずるが、命令に違反した場合には公表します。

●事業活動に伴って生じた廃棄物

管々理されるときは、その処理が困難

とならないようになればなり

ません。

●工場及び事業場、または漁業者

(水産加工業者を含む)は、人の

健康や水産動植物に被害が生ずる

ような污水、有害物質を排水して

海洋を汚染させてはなりません。

●夜十時から翌朝六時までの間に

は、特に必要以上の音量を発生さ

せてはいけません。

●商業宣伝そのほか営業の目的で

拡声機を使用する放送は、学校、

病院など特に静穏を必要とする施

設のある地域で、規則で定める基

準をこえて音量を発生させてはな

りません。

●自動車の排気ガスや騒音の低減

をはかるために、必要な整備や適正な運転を行ない、公害防止に努めなければなりません。

●土壤の汚染・地盤の沈下及び

産業廃棄物等の処理に対する規制

市民の協力が必要

条例では、公害防止に対する事

業者及び市の責任と義務を明らかにしたはか、特定施設などに対し公害の未然防止をはかるための規制を定めていますが、また市民の

公害防止に対する協力も求めています。

市長その他の行政機関が実施する公害防止に関する施設に協力してもらはほか、公害を発生させないように努めてもらいます。

このほか、条例で定めている主な事は次のとおりです。

立入検査

市では、公害防止に関する検査を調査、審議してもらうため、市長の諸間機関として「公害対策審議会」を設置します。

罰金

条例に違反したときの罰則規定

があります。

この罰則は、市の条例としては

もつともきびしいもので、最高は

十万円以下の罰金、最低でも三万

円以下となっています。特に、公

害発生の行為者だけではなく、そ

の事業者に対しても罰する「兩罰規定」が設けられています。

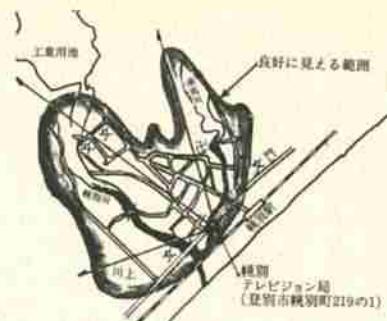
幌別にNHKテレビ開局

NHKでは、皆様からご要望のありましたテレビ難視地区に八月十五日開局の予定でセライト局を設置することになり、川上馬地区など約三千八百の二家庭で良好な映像で楽しめることになります。なお、受信方法は

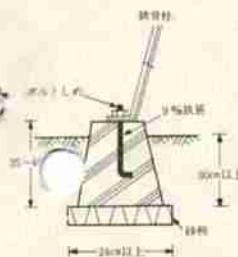
○西公園から東方向の家庭では、現在使用のUHF受信用アンテナで、総合五二、教育五〇チャンネルに合わせてください。

○川上方向の家庭では、室蘭からの電波と逆方向となりますので方向調整かアンテナの新設をお奨めいたします。

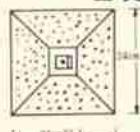
(N H K 室蘭放送局より)



基礎部分(断面図)



基礎上面図



・地盤面下30cm以上掘ること(凍結防止)
・自重・風圧力・地盤力をためコンクリート
底部は34cm角以上さすこと。

設置例

ホームタンクの取り付けは正しく

最近一般家庭などでは、燃料を貯蔵するホームタンクが普及しています。

現在のホームタンクは、地上に取り付ける方法が一般にもちいられていますが、地震、凍結などにより転倒し、災害発生の恐れもあります。

今後新たに設置する場合、または、取り替をする時などには、かならず次の図のようにして、災害を未然に防ぎましょう。

また、現在使用されているものでも、つとめてこのように改善して下さい。

行政相談委員の紹介

行政管理庁から、高野定治氏が行政相談委員として委嘱発令になりました。

この行政相談委員といふ仕事は

交通、恩給、年金、登記、国税、保険、生活保護、農業、環境衛生、郵便、道路、公営住宅、河川、公害など、また



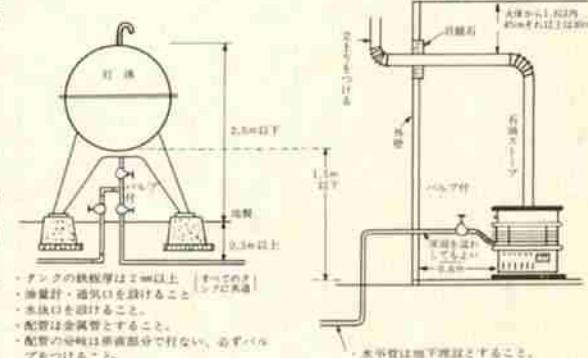
苦情、意見のあるかたは、どんな小さなことでも行政相談委員にご相談ください。親身になってお世話してくれます。

直接、口頭で申し出られるのがよいのですが、簡単なものは「電話」でも、また「手紙」でもかまいません。

なお、みなさんがらの相談については秘密を守ることになっており、その相談の費用は一切りません。

きやつてもらえない」「不親切なめにあつた」「どうしてよいかわからぬ」「どうにかしてもらいたい」「こうすればよいと思う」など、役所のことと、苦情、意見を住民のかたがたから受けることです。

(市内来馬町七九の一〇(電)
五二六四 商業)



暮しのしおり



学校は二五日ごろから夏期休暇にはあります。夏休みになつたら、どこ家庭ではいろいろのいいプランを立てになつてゐることでしようが、その前にお子さんたちが学校から持つて帰るお知らせなどをよくこらんになって、それに合せてプランを立てても遅くはありません。これから長いお休みにはいる前にお母さんは、お子さんに柄氣にならないよう健康新聞をつけて、規則正しい毎日を過ごすよう心を配るとともにお子さんにも約束させましょう。

これから長いお休みにはいる前にお母さんは、お子さんに柄氣にならないよう健康新聞をつけて、規則正しい毎日を過ごすことです。それが学校に夏休みのある一番たいせつな理由であります。

夏休みにはいつたら、治療に時間のかかる眼、鼻、耳や歯、それにはんとうせんの手術など病院に通わせるチャンスです。せつかの夏休みに病院通いではかわいそうだと放つておくことはかわいそうです。また、海や山での事故や、交通事故にもじゅうぶん注意して、たのしい夏休みを過ごしましょう。



樹令150年の紅ばらツツジを寄贈

室蘭グリーンガーデン（代表牧野勉）が六月八日、樹令百五〇年以上、時価五十万円相当の紅ばらツツジを、室蘭民報社を通じて市に寄贈されました。

ツツジは、さっそく市役所前庭に植えられましたが、来年の開花シーズンには見事な花をつけて、多くの市民から親しみされることでしょう。



登別ロータリークラブがテントを寄贈

六月二十二日、登別ロータリークラブ（会長桜井弘）は、これからボイスカウトの活動を願って、ボイスカウト登別第一団に対し、フライテントの寄贈がありました。アメリカでは、千人当り三十人のボイスカウトが活動しているが、日本では一・八人で少ない。

また、来年千歳市で開かれるジャンボリーのためにも、今後のボイスカウト登別第一団の活躍が大いに期待されるところです。



名所が誕生しました

知里真志保の碑建立

登別が生んだ天才アイヌ学者、知里真志保氏（昭和三十六年没五十二歳）の、幾多の功績を讃え、郷土の誇りを末永く残すと、多くの方々の協力によって、市内登別町の和光園ホテル裏に、知里真志保の碑が建立されました。付近は彼の生前言いのこしたことばに、海の見える川のある丘に住みたい」と言つていたといふ少年時代の想い出の多いところで大変眺めの良い場所です。

登別にまた、名所が誕生しました。

市の人口

5月末現在

| | |
|-----|---------------|
| 総人口 | 48,860 (80増) |
| 男 | 24,468 (71増) |
| 女 | 24,392 (9増) |
| 世帯数 | 14,222 (102増) |

() 内は先月との増減



夏休み中のこどもを

交通事故から守ろう

●図書館の利用は無料

●開館時間

火曜日 土曜日 (十時~十八時)

日曜 (十時~十五時)

●休館日

月曜、国民の祝日、年末、年始、貸出し期間は十日間

●返本は必ずカウンターへ

●靴の泥は落としましよう

図書館コーナー

ることが好きです。想像することには、現実を土台として、こうありたい、こうなりたいという人間としての基本的欲求と表裏の関係にあり、想像力は人間発展のエネルギーとなるものです。動物や植物ときには、科学的生命をもたぬ器物ですら、幼児にとっては「自由におしゃべりしたり、人間のことばがわかるもの」であり、トラックや機関車が感情をもち、意志を持つことの不合理も、幼児の豊かな想像力の中では調和のとれた夢となりうるのです。すぐれた絵本は、子どもの夢を拡大し、空想したり想像することの楽しみをたっぷりと与えてくれます。

幼児期の読書の価値

読書は想像力を育てます
本来、こどもは、空想し想像す



読書は認識を確かめます。
絵本を見ていた幼児が、自分の経験したこと、具体的な体験の中に接觸のあった物事を絵本の中に発見し、幼児はその認識を、新しいイメージを加えながら確かなものに創りあげるのであります。

経験との再会は、認識の拡大に役立ちます。
◎二奇跡ありがとうございます
北口義雄（幌別町） 拝

◎図書館利用状況（五月末現在）

| 登録者数 | 一千八七三三人 |
|------|---------|
| 貸出冊数 | 八千四〇二冊 |
| 入館者数 | 二万四一八人 |

読書は認識を確かめます。
絵本を見ていた幼児が、自分の経験したこと、具体的な体験の中に接觸のあった物事を絵本の中に発見し、幼児はその認識を、新しいイメージを加えながら確かなものに創りあげるのであります。

それを指さし、その名前を呼びます。自分の経験したこと、具体的な体験の中に接觸のあった物事を絵本の中に発見し、幼児はその認識を、新しいイメージを加えながら確かなものに創りあげるのであります。

市民の声



▼近くに子犬も含めて十二、三匹の野犬が住みついている。夜になると五、六匹の親犬がうろつき非常に物騒なので、せひ捕獲してほしい。(来馬町六七 中島洋子さん)

▽調査したところ、申し出のとおり、付近の位置の床下に子犬がいた、さらに放し飼いの畜犬も見られたので再びバトロールを続けました。

しかし、床下に逃げられて捕獲が出来なかつたため、薬物による掃除を実施し、処分しました。

▽公営住宅の入居で、普通は入れない給料の高い人でも、市議会議員の口聞きで入居できたと聞いています。理事者はご存知なのでしょうか。

▽入居者を決めるときの収入は申込書に添付されている給与証明、源泉徴収票によって、裏付調査をします。その結果、法で規定されている入居資格の収入基準額においてはまる方だけを、入居者として決定しています。

体力づくり

現代人

ではじめて心身ともにたくましい青少年が育つてゆくのです。以上のように、大人から子供を通じて、今日の日本人は、運動不足に直面しているのです。どうしても栄養の摂取とともに、適度な運動でよしよし。

アメリカの故ケネディ大統領がいみじくも指摘したように、アメリカの青少年はソフトになってしまっている。同じように、日本の青少年も軟弱になってしまっている。ことはないでしょうか。肥満児の問題がよく言われますが、これも一面では運動不足の結果なのです。栄養状態ばかりよくなても、それを消費する手段を考えなければ、ぶくぶく太り出すのは当然のことでしょう。大いに栄養をとり、そして、とり入れるばかりでなく、それを消費すること、運動することによ

物であるべき人間を静物へとおいきることになってしまふのではなく、やることになつてしまふのではなく、いじょうか。

水や空気の汚染をなくし、噪音を除去するなど、健康的な環境をつくり出してゆくことも、もちろん大切なことです。それとともに私たち人間が、本来動物であるべき自然の姿に立ちかえる努力、すなわち、運動の機会が減少しつつある現代社会の中につつて、積極的に運動をする機会を自らがつく

りだしてゆく努力をしてゆくことが、もう一方では非常に大切なことではないでしょうか。今こそふえつづける余暇時間の中に、減少に考へてゆくにいたしましょ

う。そこで、次号から、私たちの毎日と生活の中に、どのようにして運動を組み入れてゆけばよいのか

は、入居を許可していません。

の機会をそれぞれが工夫しなければなりません。(二市民)

また、その方法について、具体的

に考へてゆくにいたしましょ

う。そこで、次号から、私たちの毎日と生活の中に、どのようにして運動を組み入れてゆけばよいのか

は、入居を許可していません。

(建築課住宅係)

広報 のぼりべつ おしらせ

発行 48. 7. 15 No.32

自然を愛し力をあわせて
緑と空気と太陽のいっぶいある
きれいなまちをつくりましょう

登別市民憲章



○川 柳

官製ハガキを使用、一人五句
以内

○短歌

官製ハガキを使用、一人五首
以内

○絵句

官製ハガキを使用、一人五句
以内

△締切日 昭和四十八年九月十日

△作品の送り先

登別市来馬町二六六

登別市教育委員会内

登別文芸誌編集委員会宛

応募原稿には住所・氏

名・年令を明記する

ベンヌーム使用の場

合であっても必ず本

名を併記してください。

△選考

登別文芸誌編集委員会が

行ない、「のぼりべつ文

芸」誌に作品が掲載され

た方には同誌を贈呈いた

します。(十一月中旬刊行

予定)

△問い合わせ

市教委社会教育係(電話

五一五六六三)にお願い

します。

△その他

応募作品は一切返却しま

せん。文芸誌を希望する

方には、実費で頒布いた

します。

○随筆
主題形式は自由四〇〇字詰原
稿用紙を使用一人一編で十枚
枚以内

○詩
主題形式は自由四〇〇字詰原
稿用紙を使用一人一編で五十
行以内

○俳句
官製ハガキを使用、一人五句
以内

**富浦靈苑墓地の
貸付を受けます**

みを、次のよう受け付けします。
受け付け以降は、常時、市衛
生課また近くの支所で取扱いを
します。

七月二十五日(水)午前九時
から午後零時まで。

△受付および日時
七月二十五日(水)午前九時
から午後零時まで。

△受付場所

登別市富浦町(富浦靈苑墓地
内)、雨天の場合、登別市火
葬場待合室。

花火の遊びかた
花火を楽しく



今年も夏を迎える花火のシーズン
となりましたが、子どもたちの旺盛な科学心、あくなき探求心によ
り危険な方向へむかうことがありますので、子どもたちに次のことを
注意し、シーザン中に事故が起
こらないようにしましょう。

花火に書いてある遊び方をよく
読んで、かなづまもらせましょう。

※花火を人や家に向けたり、もえ
やすい物のある場所では遊ばせな
いようにしましょう。

※花火に書いてある遊び方をよく
読んで、かなづまもらせましょう。

※大人もいっしょに遊びましょう。
※花火の強い日は、花火遊びはやめ
させてください。

※たくさんのお花火に一度に火をつ
けては危険です。

※花火をボケットに入れては危険
です。

※吹出しもの、打上げものなど簡
物花火は途中で火が消えてものぞ
いては危険です。

※花火をはじくつて遊ぶことは危
険です。

※花火遊びをするときは、かなづ
まもらせましょう。

※水を用意しましょう。

例年実施しているレントゲン検診において発見される新発生患者は100名近くにものぼります。市では、市民の皆様に無料でレントゲンを受けられるよう検診車により市内巡回しております。今年も次の日程によりレントゲン検診を実施いたしますので、対象者はもれなく受診してください。また、なんらかの都合により受診できない方は、9月中旬に第2次検診を行ないますので、ご承知おき願います。

※対象者

- ・15才以上の者で、学校、会社で受診していない人、受診の予定のない人
- ・無職者
- ・主婦及び老人

| 要 間 | 場 所 | 実施日 | 地 区 | 時 間 | 所要 時間 | 場 所 |
|--------|----------|------|--------|-------------|----------|------------|
| 0 | ゴトウ美容室前 | 8. 7 | 千歳 | 10:00~10:30 | 30 | ソーダ社宅売店前 |
| 0 | 恵和園前 | | | 10:40~11:10 | 30 | 給食センター前 |
| 0 | 鷺別支所前 | | 来馬 | 11:15~12:00 | 45 | 吉田商店前 |
| 0 | | | | 13:00~13:40 | 40 | 渡辺クリーニング店前 |
| 0 | 富士見寮前 | | | 13:45~14:25 | 40 | ときわ菓子店前 |
| 0 | 富士工業社宅 | | | 14:35~15:15 | 40 | 布谷商店前 |
| 0 | 玉田商店前 | | | 15:20~16:00 | 40 | 加藤商店前 |
| 0 | 網野商店前 | | 8. 8 | | | |
| 0 | 富浜児童館前 | | | 10:00~10:35 | 35 | 旧小片商店前 |
| 0 | 外崎宅前 | | | 10:40~11:20 | 40 | 安藤商店前 |
| 0 | 鹿野組事務所前 | | | 11:25~12:05 | 40 | みとや旅館横 |
| 0 | 高橋商店前 | | | 13:00~13:40 | 40 | 吉田くつ店前 |
| 0 | 白川商店前 | | | 13:45~14:25 | 40 | 北電営業所前 |
| 0 | 久保薬局前 | | | 14:30~15:30 | 60 | 銀座通り |
| 0 | 産振アパート前 | | | 15:35~16:00 | 25 | 中畠木工場横 |
| 0 | 豊木公園 | 8. 9 | 上鷺別 | 10:00~10:50 | 50 | ひまわり園前 |
| 0 | 佐々木商店前 | | | 11:00~12:00 | 60 | 鷺別支所前 |
| 0 | 高岸商店前 | | 温泉 | 13:00~13:40 | 40 | 登別温泉支所前 |
| 0 | 富永商店前 | | 登別 | 14:00~14:45 | 45 | 登別支所前 |
| 0 | 橋本商店前 | | 来馬 | 15:00~16:00 | 60 | 中央公民館前 |
| 0 | プレハブ西崎宅前 | | | | | |
| 0 | ダンデー美容室 | | | | | |
| 0 | 親子地蔵附近 | | | | | |
| 0 | ホームストア前 | | | | | |
| 0 | | | | | | |
| 0 | | | | | | |
| 0 | | | | | | |
| 0 | | | | | | |

レントゲン車が あなたのそばに!!

| 実施日 | 地 区 | 時 間 | 所 要 時 間 | 場 所 | 実施日 | 地 区 | 時 間 | 所 要 時 間 |
|------|------------|-------------|---------|-----------|------|-----|-------------|---------|
| 7.27 | 登別 温 泉 | 10:00~10:30 | 30 | ホテル万世閣横 | 8. 1 | 鶯 別 | 13:00~13:40 | 40 |
| | | 10:35~11:25 | 50 | 徳間ビューホテル前 | | | 13:45~14:25 | 40 |
| | | 11:30~12:00 | 30 | 長谷川旅館横 | | | 14:30~15:30 | 60 |
| | 中登別 | 13:00~13:30 | 30 | 藤沢商店横 | | | | |
| | | 13:40~14:10 | 30 | 牧口商店前 | | 鶯 別 | 10:00~10:40 | 40 |
| | | 14:15~15:00 | 45 | 登別支所前 | | | 10:45~11:15 | 30 |
| | | 15:05~16:00 | 55 | 登別保育所前 | | | 11:25~11:55 | 30 |
| | 7.30 | | | | 8. 2 | 鶯 別 | 13:00~13:30 | 30 |
| | | 9:30~10:10 | 40 | 道コン住宅内 | | | 13:35~14:15 | 40 |
| | | 10:15~10:45 | 30 | 旧のんき食道前 | | | 14:25~15:05 | 40 |
| | | 10:55~11:35 | 40 | 富浦公住 | | | 15:10~15:50 | 40 |
| | | 11:45~12:15 | 30 | 小原ラーメン工場前 | | | | |
| 7.31 | 上幌別 地 区 | 13:00~13:40 | 40 | 中谷組前 | 8. 3 | 富 岸 | 10:00~10:30 | 30 |
| | | 13:45~14:35 | 50 | 幌別生活館前 | | | 10:35~11:20 | 45 |
| | | 14:40~15:20 | 40 | 北登運輸横 | | | 11:25~12:00 | 30 |
| | | 15:25~16:00 | 30 | 山田商店前 | | | 13:00~13:20 | 20 |
| | | | | | | | 13:25~14:10 | 45 |
| | | 10:00~10:20 | 20 | 千代台団地前 | | 川 上 | 14:20~15:00 | 40 |
| | | 10:30~11:00 | 30 | 優和園 | | | 15:05~16:00 | 55 |
| | | 11:05~11:45 | 40 | 伊藤電機店横 | | | | |
| | | 12:50~13:40 | 50 | 藤田米穀店前 | | | | |
| | | 13:45~14:35 | 50 | ひまわり園前 | | | | |
| 8. 1 | 鶯 別 | 14:40~15:20 | 40 | 内田商店前 | 8. 6 | 幌 別 | 10:00~10:40 | 40 |
| | | 15:25~16:00 | 35 | 伊藤弓藏宅前 | | | 10:45~11:15 | 30 |
| | | | | | | | 11:20~12:00 | 40 |
| | | 9:30~10:20 | 50 | 鶯別郵便局前 | | | 13:00~13:30 | 30 |
| | | 10:25~11:05 | 40 | 登別文化幼稚園前 | | | 13:35~14:15 | 40 |
| | | 11:10~11:50 | 40 | 木村美容院前 | | | 14:20~15:20 | 60 |

無料血液型判定と 街頭献血にご協力を!!

「血液の代用品はない」

医学の進んだ今日でも血液を化
学的に作ることは不可能なことで
す。

献血は、一人一人の善意の積み
重ねによって成りたつていいもの

で、一五才以上の健康な方であれば
どなたでも気軽にすることがで
き三分钟でおわります。

不幸にして、手術を受けなければ
ならないとき、献血者優遇制度
により献血手帳を提示しますと、
優先的に血液を確保いたします。

また、街頭献血とあわせて、無
料血液型判定を行ないますので、
自分の血液型のわからない方は、
ご自由にお出かけください。

◎七月十九日
○午前十時～十二時まで
○登別温泉道南バス車庫前

○午後一時～三時まで
○商工信用組合横（旧信金構）

七月下旬の 予防接種

七月下旬の予防接種を次の日程
によりおこないますので、次のこ
とを守って接種してください。
◎三種混合は四月一日より三回の
接種となりました。

- ◎小・中学校でツ反・BCGを受
けられなかつた児童生徒は必ず
受けください。
- ◎体温は必ず家で計つてきてくだ
さい。

- ◎日本脳炎は八月中に道外旅行や
道外転出者で三才以上の希望者
は受けてください。

- ◎日本脳炎二回分 四〇〇円
但し、小・中学生まで無料

チラシ

| 実施場所 | 時間 | 予防接種名 | | | | |
|--------|-----------|-------|-------|----------|----------|----------|
| | | 三種混合 | 破傷風 | ツ反 | 日本脳炎 | BCG |
| ひまわり園 | 1:00～1:30 | 7月17日 | | 7月24日 | | 7月26日 |
| 鷺別支所 | 2:00～2:30 | 7月17日 | | 7月24日 | | 7月26日 |
| 飛児童館 | 1:00～1:30 | 7月18日 | | 7月25日 | | 7月27日 |
| 中央公民館 | 1:00～1:30 | 7月19日 | 7月26日 | 7月17日24日 | 7月19日26日 | 7月19日26日 |
| 登別支所 | 1:00～1:30 | 7月17日 | | 7月24日 | | 7月26日 |
| 登別温泉支所 | 2:00～2:30 | 7月18日 | | 7月25日 | | 7月27日 |



登別市畜犬取締及び 野犬掃とう条例の 一部を改正

番犬及び野犬による人畜の危害
の防止を強化するため、登別市畜
犬取締及び野犬掃とう条件の一部
が改正されます。

改正後の主な内容は、

- ①犬舎を清潔に保つよう義務づけた。
- ②番犬がいる旨の表示を義務づけた。
- ③被害、加害の届出を義務づけた。
- ④畜犬であっても、けい留されて
いない犬については掃とうする
ことができる（掃とう期間中）
- ⑤罰則規定が強化された。

の5点です。

特に④は、従来番犬であること
があきらかな場合、掃とうの対象
とならなかった一放し飼いを助長
させる結果となつた一のを、放し
飼いについてはすべて掃とうの対
象となり殺処分することにより危
害の防止を図ることとした。

改善措置命令に違反した場合は
一〇、〇〇〇円以下の罰金等の罰
則が適用されます。

一日から実施することになりま
すので番犬飼育者は以上のことを
守って十分にご注意ください。

×××××××

無料法律相談

が開かれます

法政大学法学会の法律相談部で
は指導教授とともに部員による無

- ・ところ 中央公民館
(二階ホール)
- 午前九時から午後四時迄
・とき 七月二十八日 土曜日

市民のしおりのご利用を

市民の皆さんに役立てばと、市に対し東北書院出版社から市民のしおり2万枚が寄贈されました。

市民のしおりは、市の生たちや窓口の事務内容などが一目でわかる便利なしおりです。

しおりは、すでに各家庭に配付済ですが、7月1日の戸籍法の一部改正により、戸籍手数料が変りましたので、誠にお手数でも改正の部分を掲載いたしましたので切り抜きをし貼り付けてください。

- ◎戸籍/ 謄本1枚70円 抄本1通70円 諸届け出は無料
- ◎住民票/ 写し1通（ただし6人以上、5人増すごとに50円
加算）附票の写し1枚50円
- ◎閲覧/ 戸籍、住民票とも1回につき50円
- ◎火葬場使料/ 市内住民、無料。市外住民10才以上27.00円
10才以下1.800円
- ◎証明/ 印鑑1通100円 転出1通50円 戸籍1件70円
住民票1件50円 身分1通100円 諸税公課（1
税目、1年度）50円 営業1件100円
- ◎その他/ 登別市全図1枚100円、都市計画図3色以下1枚
500円、4色以上1枚700円

料法律相談を当市で実施すること
になりました。

相談内容は人権問題、行政に対
する苦情など幅広く、秘密を守り
親身になって相談になってくれま
すのでお気軽においでください。

相談内容は人権問題、行政に対

する苦情など幅広く、秘密を守り
親身になって相談になってくれま
すのでお気軽においでください。

相談内容は人権問題、行政に対